

登園の際には下記の登園届の提出をお願いいたします。
(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登 園 届（保護者記入）

.....保育施設長.....様

児童名.....

(病名) 該当疾患に☑をお願いします。

☐	インフルエンザ	☐	新型コロナウイルス感染症
☐	溶連菌感染症	☐	マイコプラズマ肺炎
☐	手足口病	☐	伝染性紅斑（リンゴ病）
☐	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノ等）	☐	ヘルパンギーナ
☐	RSウイルス感染症	☐	带状疱疹
☐	突発性発疹	☐	伝染性膿痂疹（とびひ）

(医療機関名).....(年 月 日受診)において病状が回復し、
集団生活に支障がない状態と判断されましたので、 年 月 日より登園いたします。

.....年 月 日

保護者氏名.....

＜保護者の方へお願い＞

保育施設は、乳幼児が集団で長時間を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人ひとりの子どもが一日快適に生活することが大切です。

園児がよくかかる下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の記入をお願いします。なお、保育施設での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

●医師の診断を受け、保護者が記入する登園届の提出が望ましい感染症

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過してから
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治り、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹（とびひ）	水疱性の発疹がある間	必ず患部を被うこと